

全会一致で決定した案件

議案番号	議案名	結果
同意19	人権擁護委員の推薦について	同意
報告14	工事請負契約の変更について (西部中学校教室棟・屋内運動場屋根外壁改修工事)	可決
議案35	東浦町職員の給与に関する条例等の一部改正について	
議案36	東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	
議案37	東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	
PickUp 1 議案38	東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	
議案39	災害応急対策等のため派遣された職員に対する災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について	
議案40	東浦町空家等対策協議会条例の一部改正について	
議案41	東浦町ふれあい広場条例の一部改正について	
議案42	令和5年度東浦町一般会計補正予算(第8号)	
議案43	令和5年度東浦町一般会計補正予算(第9号)	
議案44	令和5年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	
議案45	令和5年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	
議案46	令和5年度東浦町土地取得特別会計補正予算(第1号)	
議案47	令和5年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	
議案48	令和5年度東浦町水道事業会計補正予算(第1号)	
PickUp 2 議案49	令和5年度東浦町下水道事業会計補正予算(第1号)	
議案50	指定管理者の指定について(東浦町福祉センター)	
議案51	町道路線の認定について	
議案52	東浦町国民健康保険税条例の一部改正について	
PickUp 3 議案53	令和5年度東浦町一般会計補正予算(第10号)	
議案54	令和5年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)	
—	議員派遣	

東浦町の
こんなことが決まりました

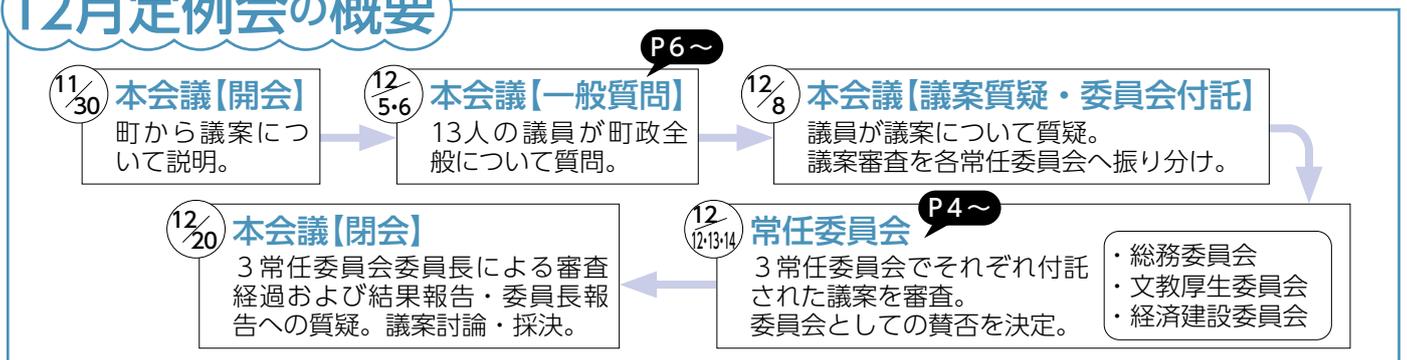
12月定例会
11月30日～12月20日

賛否が分かれた案件

議案番号	議案名	結果	親和会					清流会			公明党東浦	東浦	ひがし	西	東	南	北	
			鏡味	山下	間瀬	前田	大川	北野	三浦	水野	間瀬	久松	秋葉	赤川	山田	杉下	長坂	森
意見書案2	国の私学助成の拡充に関する意見書	否決	議	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	○	○	○	○	●

※「議」は議長(採決に加わらない)、○は賛成、●は反対

12月定例会の概要



PickUp 1

子育て部分休暇の導入

関連 P5

小学1年生から3年生までの子の養育のため、1日2時間以内で休暇取得を可能とする条例の一部改正を行った。

Q 改正の目的と効果は。

A 現制度は小学校就学後の休業等がなく、仕事と子育てが両立しづらい。

特に本町は、職員の平均年齢が県内で最も若く、子育てに関わる職員も今後増えていくと想定。就学後も、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを進めるため、子育て部分休暇を制定する。

就学後の子どもを持つ職員が子育てと仕事の両立がしやすくなること、また、子育てを理由とした退職者減少につながればと考えている。

Q 1日2時間以内の根拠は。

A 勤務時間の短縮は、公務効率と行政サービス



を低下させないこと、子を預けて勤務する場合、託児先を確保する等、職員の自助努力が前提となることを勘案して、始業後または終業前の1日2時間以内とした。

Q 休暇の取りやすい職場環境か。

A 周りのサポートが必要。所属長、所属職員の意識を高めたい。

PickUp 2

東浦町福祉センター指定管理者を指定

現在の指定管理者の町社会福祉協議会は、地域のニーズや特性に合わせた事業を展開できる地域の拠点であるため、指定を継続する。

Q 指定管理契約期間満了にあたり町直営か指定管理かの検討はしたか。

A 平成24年度まで町直営であったが、福祉専門職によるきめ細かな運営や迅速な修繕、コストの削減等を期待して25年度から指定管理者制度を導入した。

制度開始から適正に事業が実施できており、今後も地域のニーズや特性に合わせた事業を展開でき多様な住民の利用拠点になると考え指定管理とした。

Q 業務内容を変更した理由は。

A 令和元年度に福祉センターでの老人デイサー

ビス事業を廃止したため内容を整理した。詳細な事業内容は仕様書で定め、実施状況を確認していく。

Q 従業員減少理由は。

A デイサービス事業廃止に伴うもの。業務に必要な人員は確保できており、事業実施状況も月次報告等で確認し、これまで問題がないため、人員減の影響はない。



PickUp 3

住民税非課税世帯一世帯につき7万円支給

長引く物価高騰の影響が大きい住民税非課税世帯への支援として電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業を実施。昨年夏の3万円給付の追加分(総額2億2400万円)。

Q 前回給付と基準等の変更はあったか。また、対象者は増えたか。

A 前回給付金の基準日は令和5年6月1日、今回は12月1日に変更。前回実績は3091世帯。前回の手続きがで

きず未受給の方、基準日の間に転入した世帯の方で該当する可能性がある。予算計上として3200世帯を考えている。

Q 人材派遣業務委託の内容は。

A 業務内容は、受付・発送準備等。派遣人数は4人で、今年1月中旬から3月までを予定している。



Q 給付のスケジュールは。

A 今年2月上旬に案内を送り、随時受付を始める。早い方で3月頃に振り込みができるように考えている。

少しでも早く給付できるように、振り込み金額と振込口座を該当の方に確認し、受取拒否以外の方に振り込みできる完全プッシュ型制度の活用を検討したい。